

# 大阪府弓道連盟表彰規程

平成29年12月9日制定

平成30年4月7日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府弓道連盟規約（以下「規約」という。）第23条の規定により、表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の種類・基準)

第2条 被表彰者は、次の各項に該当する団体及び個人であること。

(1) 昇段昇格者

- ① 称号取得者
- ② 六段以上の昇段者

(2) 優秀団体及び選手

下記大会において優秀な成績を収めた団体及び個人。

- ① 全日本弓道大会
- ② 全日本勤労者弓道選手権大会
- ③ 全国高等学校弓道大会
- ④ 全日本（男女）弓道選手権大会
- ⑤ 国民体育大会弓道競技会
- ⑥ 全日本弓道遠的選手権大会
- ⑦ 全国大学弓道選抜大会
- ⑧ 全日本学生弓道選手権大会
- ⑨ 全国高等学校弓道選抜大会
- ⑩ 全国中学生弓道大会
- ⑪ 都道府県対抗弓道大会

その他会長が認める大会で優勝した団体及び個人

(3) 叙勲・褒章の受章者

弓道に関係がない功績で受賞された会員を含む。

(4) 功労者

過去10年間以上継続して地域の弓道発展に尽力し、加盟団体の運営や選手の養成に功績のあった個人。

(表彰の決定)

第3条 被表彰者の団体及び個人の選考については、理事長が推薦し、会長が決定する。

(表彰)

第4条 団体及び個人の表彰は、大阪府弓道連盟初射会の席上において行う。ただし、功労該当者については、必要と認められたときに表彰する。

この他、緊急を要する場合は直ちに表彰する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会で審議し議決する。

付則（平成29年12月9日制定）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

付則（平成30年4月7日改訂）

この改訂は、平成30年4月8日より施行する。